（令和６年度募集用）

# ～　東吾妻町立保育所の入所案内について　～

## Ⅰ　利用における概要

### ① 対象児童

０歳児　　令和5年4月2日 生まれ以降
１歳児　　令和4年4月2日　～　令和5年4月1日生まれ
２歳児　　令和3年4月2日　～　令和4年4月1日生まれ

(1) 令和６年４月１日において、本町に住民登録があり、また、生活の本拠を有していることが必要です。

(2) ０歳児については、生後８か月が経過した月の翌月から入所可能となります。
入所希望日（各月の１日）が年度途中となる場合でも、今回お申し込みください。

(3) 本町に転入予定がある方の申込みも受け付けます。ただし、令和６年４月１日又は入所希望月の１日までに転入し、住居等が確認できることが条件となります。転入されない（できない）場合、入所できません。

### ② 施設名・利用定員

| 施設名 | 定　員 | | | 保育提供時間 |
|---|---|---|---|---|
| | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | |
| はらまち保育所<br>原町5163<br>0279-68-2853 | 10 | 24 | 36 | 保育標準時間<br>7:30～18:30 |
| | | | | 保育短時間<br>8:30～16:30 |
| あづま保育所<br>箱島1269-1<br>0279-59-3877 | 5 | 8 | 12 | ※土曜保育<br>7:30～18:00 |

(※)土曜保育は希望保育となります。

### ③ 認定について

保育所の利用を希望する場合、申込みにより町の「３号認定（保育認定）」を受ける必要があります。

保護者のいずれもが、就労や病気などにより家庭での保育が困難であり、下記に記載する『保育を必要とする事由』に該当する場合、認定を受けることができます。
※養育可能な祖父母がいる場合、認定における審査の対象となります。

| 保育を必要とする事由 | |
|---|---|
| 労働 | １月につき、48時間以上の労働（パートタイム等含む）をしている |
| 妊娠・出産 | 妊娠中であるか出産後間がないこと（産前産後８週） |
| 疾病・障害 | 疾病、負傷又は心身に障害がある |
| 介護・看護 | 同居又は長期入院をしている親族の介護や看護を行っている |
| 災害復旧 | 震災、風水害等の災害普及にあたっている。 |
| 求職活動 | 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（認定期間：３か月間） |
| 就学 | 教育施設に在学している |
| 職業訓練 | 職業訓練校等における職業訓練を受けている |
| 虐待・ＤＶ | 虐待やＤＶの恐れがある |
| 育児休業 | ※家庭での保育が困難であると認められる場合のみ |
| その他 | 上記に類する状態として町が認める場合 |

なお、「保育を必要とする事由」により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

④ 「保育を必要とする事由」による利用時間の区分について

（平日の例）

| 7:30 | 8:30 | 16:30 | 18:30 |
|---|---|---|---|
| | 保育標準時間の提供時間（最大11時間） | | |
| （延長） | 保育短時間の提供時間（最大8時間） | （延長） | |

※保育短時間について、町が規定する提供時間内において最大8時間の利用が可能です。
（7:30～18:30の間で最大8時間の利用ができるということではありません。）

(1) 保育標準時間を利用できる事由

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 就　労 | 父母ともに月120時間以上の労働をしている場合 |
| (2) | 災害復旧 | |
| (3) | 児童虐待・ＤＶの恐れ | |

保育標準時間認定による保育提供時間
月曜日から金曜日まで　午前７時３０分から午後６時３０分まで
土曜日　午前７時３０分から午後６時００分まで
＊上記提供時間内において、最大11時間の利用ができます。

(2) 保育短時間の利用となる事由

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 就　労 | 父母ともに、又は父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の労働をしている場合 |
| (2) | 疾病・障害 | |
| (3) | 介護・看護 | |
| (4) | 求職活動 | ３か月以内に限る |

※　なお、「妊娠・出産（産前産後８週）」については保護者と短時間認定の有無について面談、また、「就学」については、保護者の就学時間に基づき決定します。

保育短時間認定による保育提供時間
月曜日から金曜日まで　午前８時３０分から午後４時３０分まで
土曜日　午前８時３０分から午後４時３０分まで
＊上記提供時間内において、最大８時間の利用ができます。

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外の保育が必要な場合は、延長保育を利用することができます。

育児休業期間中の預かりについては、家庭での保育が困難であると認められる場合のみとなります。
（利用しているお子さんについて、弟や妹の出産後8週を経過した日の月末をもって原則退所となります。）

⑤ 第２子・第３子以降のお子さんの保育料について

町では、第２子・第３子以降のお子さんの保育料の減額を行っています。

○　第２子については、規定する保育料の半額

○　第３子以降については無料

※ その他、御家族の所得や状況により、減額等の措置を行っています。

⑥ 入所におけるフローチャート

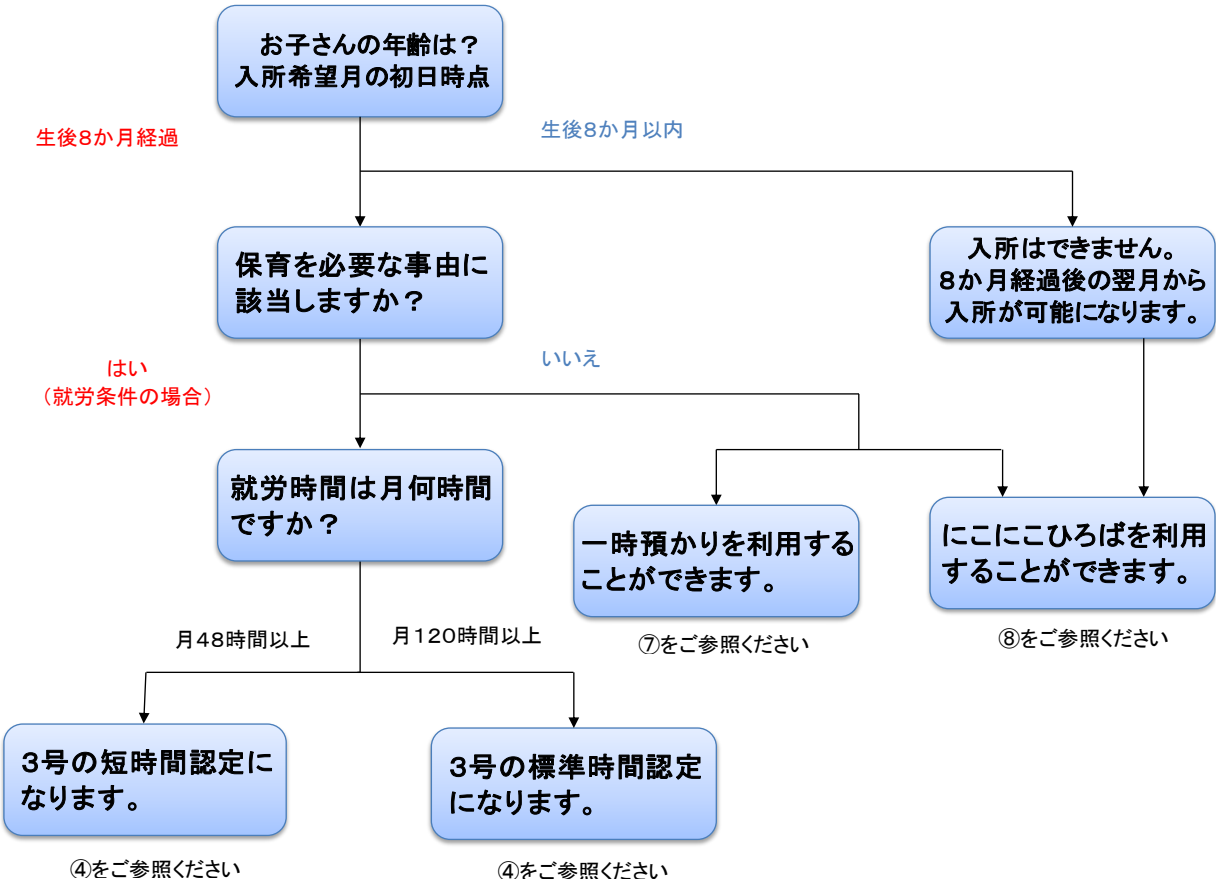


⑦ 一時預かり・延長保育について

（1） 緊急保育
保護者の病気、出産、冠婚葬祭等で家庭での保育が一時的に困難となるお子さんにつき１４日間程度を限度として利用可能です。

（2） 一時保育
保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を解消するために、一時的に７日間程度を限度として利用可能です。

（3） 断続的保育
就労形態の多様化に伴う断続的な保育を利用可能です。

一時預かり（普段保育所を利用していないお子さん）の保育料
１時間５００円又は１日あたり１，５００円

延長保育（３号の短時間認定で提供時間以外の利用をするお子さん）の保育料
１時間５００円

⑧ こそだて『にこにこひろば』について

乳幼児を持つ保護者とこどもが気軽に集い、親子で遊べる場、育児仲間を作る場所です。
※お子さんをお預かりする施設ではありません。

○ 開設場所　はらまち保育所２階

○ 開所日　　月曜日から金曜日（各月の開所日は、ホームページに掲載）

○ 開設時間　午前９時～１２時、午後１時～３時

（令和６年度募集用）

## Ⅱ　入所の申込み

① 提出書類

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（２号・３号申請用）

(2) 保育を必要とする証明書類（下表参照）
証明書類については、父、母、６０歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

| 保育を必要とする事由 | |
|---|---|
| 労働 | 就労証明書　※<br>自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。<br>詳しくはホームページをご覧ください。 |
| 妊娠・出産 | 母子手帳のコピー（住所・氏名・出産予定日がわかるページ） |
| 疾病・障害 | 医師の診断書　※ |
| 介護・看護 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー |
| 災害復旧 | 罹災証明書等のコピー |
| 求職活動 | 求職活動中であることの申出書（別紙） |
| 就学<br>職業訓練 | 在学証明書　（入学を予定している人は合格通知書などのコピー） |
| 虐待・ＤＶ | 公的機関が発行した証明書 |

② 提出期間　　令和５年１１月６日（月）　～　令和５年１１月１７日（金）
午前８時３０分～午後４時３０分でのご提出をお願いいたします。

③ 提出場所　　利用を希望する保育所
なお、期間中保育所への提出ができない場合、学校教育課でも受け付けます。

④ 面接の実施について　　入所申込の書類を提出していただいた際に随時実施いたします。
お子さんをお連れのうえ、お越しください。
※場合によってはお待ちいただく可能性があります。

⑤ その他

(1) 「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書支給認定申請書」は黒又は青の「消えない」ボールペンで記入してください。

(2) 提出書類については、お子さん１人毎に一式作成し、提出する必要があります。
※就労証明書又は「疾病・障害」の事由により医師の診断書を提出する場合で、利用希望のお子さんが複数居る場合、２人目以降の申込書類はコピーの添付でかまいません。

(3) 求職活動中の方については、就労先が決定しましたら、速やかに「就労証明書」を学校教育課まで提出してください。

(4) この申込後、申請書に記載した内容について変更が生じたときは、必ず学校教育課へお問い合わせください。

注2) 「求職活動」による申請の場合、入所後３か月を経過しても就労されない（できない）場合は、退所となる場合があります。

担当　東吾妻町教育委員会事務局
学校教育課　こども係
TEL：0279-68-2111